

中野市市民会館リノベーション設計業務プロポーザル審査要領

1 趣旨

本要領は、中野市市民会館リノベーション設計業務委託に係る公募型プロポーザルにおける最適候補者の選定にあたり、中野市市民会館リノベーション設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めることのほか、必要な事項について定めるものとする。

2 審査委員会

最適候補者等の選定は、中野市市民会館リノベーション設計プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、審査委員会の審査委員は、審査の公平・公正性を確保するため、二次審査当日に公表する。

3 審査方針

最適候補者等の選定は、本要領に基づき、一次審査及び二次審査を行い、最適候補者及び次点者を選定する。

(1) 一次審査

参加表明書の提出者の中から、提出書類に基づき資格審査及び一次審査を行い、技術提案書を提出できる者を5者程度選定する。

(2) 二次審査

技術提案書の提出者の中から、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき最適候補者及び次点者を選定する。

4 一次審査

(1) 審査

市は、参加表明書提出者から提出された書類に基づき、プロポーザル実施要領に定める資格の確認を行うとともに、資格を満たす者についての評価点を決定し、技術提案書を提出できる者として上位5者程度を選定する。

(2) 評価項目等

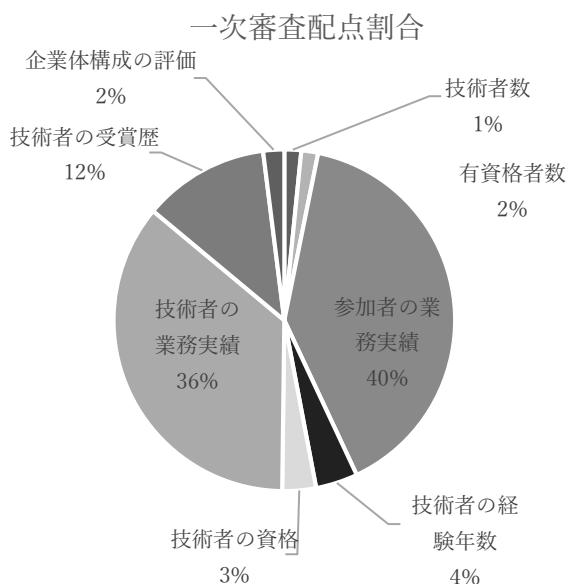
評価項目、配点、着目点については、下表のとおりとする。

評価項目	配点	着目点	配点
参加者の評価	108 点	技術者数	4 点
		有資格者数	4 点
		業務実績（同種又は類似）	100 点
配置技術者の評価	138 点	実務経験年数	10 点
		資格	8 点
		業務実績（同種又は類似）	90 点
		受賞歴（同種又は類似）	30 点
設計共同体構成員の評価	5 点	中野市内に本社を有する者との設計共同体	5 点
合計		251 点	

同種：建築基準法別表第 1（い）欄（1）項に掲げる用途の建築物のうちプロセニアム型舞台を有する劇場とし、当該機能を有する複合施設も含めるものとする。

類似：平成 21 年度国土交通省告示第 15 号の別添ニ建築物の類型の十二「文化・交流・公益施設」の第 2 類中「映画館、劇場、音楽ホール（プロセニアム型舞台を有する劇場を除く）」とし、当該機能を有する複合施設も含めるものとする。

受賞歴：日本建築学会（学会賞、作品奨励賞）、日本建築家協会（日本建築大賞、建築家協会賞、JIA 新人賞、協会選 100 選）、公共建築協会（公共建築賞、特別賞、優秀賞）、日本建設業連合会（BCS 賞）の受賞に限る。



(3) 結果の公表

審査の結果は、参加表明書提出者全員に通知する。

5 二次審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

提出された技術提案書の内容を説明するため、次によりプレゼンテーシ

ョン及びヒアリングを行う。

ア 期日 令和2年5月27日（水）

イ 時間 技術提案書提出者に通知する。

ウ 会場 中野市役所

エ 出席者

3人以内とする。

なお、原則としてプレゼンテーション及びヒアリングは配置予定の管理技術者及び建築（総合）主任担当技術者が行うこととする。

オ 時間配分

プレゼンテーションは1者20分以内、ヒアリングは1者につき20分程度とする。

なお、ヒアリングは、技術提案書提出者全者がプレゼンテーションを終了した後に、技術提案書提出者毎に順次行うものとする。

カ プrezentationの方法

技術提案書提出者は、プロジェクター等を用いた説明を行うことができる。

ただし、技術提案書等と異なる内容の説明及び追加資料の配布は認めない。

なお、スクリーンは市で用意することとし、その他必要な機器は技術提案書提出者が用意する。

キ 公開

プレゼンテーションは公開とする。

ただし、技術提案書提出者及びその関係者は傍聴することはできないものとする。

なお、ヒアリングは非公開とする。

ク その他

① あらかじめ提出した技術提案書の内容以外の資料・模型等を使用した場合は、失格とする場合がある。

② 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とする場合がある。

③ プrezentation及びヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等、真にやむを得ない理由があると認められる場合はこの限りでない。

(2) 審査

提出された技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、各審査委員の主觀により評価を行い、各審査委員の評価点の合計に、一次審査結果を加味し、最も点数の高い者を最適候補者、次に点数の高い者を次点者として選定する。

点数が同点の場合は、1次審査の結果を加味する前の点数が高い者を上位とする。

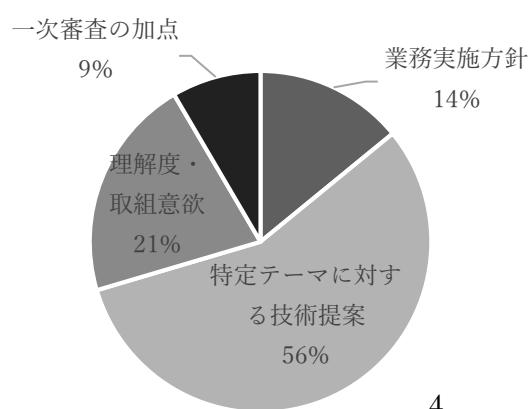
上記においても点数が同点の場合は、くじ引きにより選定するものとする。

(3) 評価項目等

評価項目、配点、着目点については、下表のとおりとする。

評価項目	配点	着目点	配点
業務実施方針	20 点 × 審査委員数	業務への取組体制、業務工程、設計上の配慮事項、業務実施上の配慮事項、工事工程等	20 点 × 審査委員数
特定テーマに対する技術提案	80 点 × 審査委員数	的確性、独創性、実現性	30 点 × 審査委員数 特定テーマ ア 20 点 × 審査委員数 特定テーマ イ 15 点 × 審査委員数 特定テーマ ウ 15 点 × 審査委員数 特定テーマ エ
業務の理解度及び取組意欲	30 点 × 審査委員数	業務内容の理解度、取組意欲、積極性等	30 点 × 審査委員数
一次審査の加点	12 点 × 審査委員数	一次審査の結果 × 10/200 × 審査委員数	12 点 × 審査委員数
合 計			142 点 × 審査委員数

二次審査配点割合



(4) 結果の公表

審査の結果は、技術提案書提出者全員に通知するとともに、最適候補者名及び次点者名を公表する。